

令和5年5月29日

二見中学校保護者 様

伊勢市立二見中学校  
校長 山鹿 富生

## 暴風時における生徒の登下校について

### 記

#### 1 始業前に特別警報及び暴風警報、または、暴風雪警報が発令されている場合

- ◎ 生徒は登校しない。(自宅待機)
- ◎ 午前9時までに解除された場合は、解除された時間後登校することとし、給食も実施する。
- ◎ 午前9時から午前11時までに解除された場合は、各自昼食を食べて午後1時までに登校する。
- ◎ 午前11時においても、なお警報が解除されていない場合は当日の授業は行わない(臨時休業)。[警報が解除されるまで自宅学習]
- ◎ 登校途上において警報が発令された場合は、速やかに帰宅させる。(家庭への連絡と同時に教員による指導を行う。)  
(各家庭でも登下校時における連絡方法、避難場所等の確認をしておいてください。)

#### 2 始業後に特別警報及び暴風警報、または、暴風雪警報が発令された場合

- ◎ 原則として、直ちに生徒を帰宅させる。
- ◎ ただし、安全に帰宅することが困難と思われる生徒については、保護者と連絡をとりながら対処する。

#### 3 大雨・洪水、その他の警報のとき

- ◎ 原則として、通常どおり登校する。
- ◎ 通学に危険と判断されるときは、「保護者連絡システム」等を通じて連絡し、登校を見合わせる等の措置をとる。
- ◎ 授業中でも、状況に応じて帰宅させる。
- ◎ 登校の安全が確保されないと思われる場合は、家庭においても自宅待機等の状況判断をする。(必ず学校に連絡してください。)

#### 4 大雨・洪水、その他の注意報のとき

- ◎ 大雨・洪水等の警報に準じる。

**※いずれの場合も生徒の安全を最優先にし、安全が確保されてから、登下校させます。**

#### 注意事項

全ての気象注意報・警報は市町単位で発表されることが原則となっていますが、テレビやラジオ等では、「特別警報」「暴風警報」または、「暴風雪警報」が、「三重県全域に出された」「三重県南部に出された」「伊勢志摩に出された」「伊勢志摩の一部に出された」「伊勢市に出された」といった表現で伝えられることがあります。いずれの場合でも伊勢市には特別警報、暴風警報、または、暴風雪警報が発令されていることとなりますので、上記のとおり対処してください。